

(第15回) イギリスでアフリカ社会と法を学ぶ

アフリカで「人権」という概念について考える (1)

2026年5月

One Asia Lawyers Group

原口 侑子 (日本法)

アフリカの方と社会を考えるにあたって外せないのが開発の視点である。開発という用語に連想される経済的な発展だけでなく生活の向上といった社会開発の分野も避けて通れない。そこでいつも出てくるのが西洋発の概念「人権」である。

人権はその性質の中に普遍性を含むが、では「人権」という概念は本当に普遍的なのか？しよせんは輸入品なのか？それとも違う形で地域に根付いた／根付きうる規範と言えるのだろうか？この問いは、「法人類学」の分野に「人権の人類学」というカテゴリーがあるくらいには議論の対象になっている。

この分野では人権はこれまで、グローバルな理念とローカルな規範との二項対立として議論されてきた。その中で今では、本当にローカルな規範と対立しているのかという点が問い直され、さらには国内法を通じてローカルな規範に置き換えられることが可能なのかという議論も起こっている。

法人類学は、実際のフィールドで起こっていることを観察する分野である。では今、「人権」が議論されているフィールドはどう評価されているか。この領域は、アクティビストたちが地域の法制度とクロスボーダーな概念の世界との間を仲介する場であり、あるいはグローバルな概念を地域に「翻訳」し、地域の規範をグローバルな文脈に「再翻訳」する場であるともいわれている。人権の目標は開発の多くの分野で追求されており、ここでは政府やNGOの目標に賛同するアクターが「実践のネットワーク」に参加し、「意味を翻訳」することで、対象コミュニティにおけるより予測可能な介入を形成している。では、「人権」という概念を「翻訳」する者たちは、そもそもどのようなギャップを埋めているのだろうか？「人権」概念を翻訳可能な対象として、また翻訳可能なプロジェクトとして捉えることは、依然として新しい現象である。

参考文献

Koster, M., and van Leynseele, Y. (2018). Brokers as Assemblers: Studying Development Through the Lens of Brokerage. *Ethnos*, 83(5), 803–813.

Merry, S. E. 2006. Transnational Human Rights and Local Activism: Mapping the Middle. *American Anthropologist* 108(1):38–51.

Lewis, D. and Mosse, D. 2006. Development brokers and translators: the ethnography of aid and agencies. Bloomfield, Kumarian Press.

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日



本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<著者>



原口 侑子

One Asia Lawyers Group / 弁護士法人 One Asia

日本法弁護士

2008年弁護士登録後、森・濱田松本法律事務所に入所し、一般企業法務、クロスボーダーM&A 案件等の案件に従事。その後、一般企業法務に加えて日系企業の海外進出支援などの国際取引案件を取り扱ってきた他、JICA 受託案件等を中心として、南アジア・東南アジア地域での司法・行政・保健制度調査業務や、アフリカ地域での司法制度調査・雇用調査、ジェンダー・保健案件への従事等、多岐にわたる開発援助業務を行ってきた。

また、監査役や医療法人の理事・社員といった経験に加え、アジア・アフリカ等世界 30 カ国での裁判所を訪問・研究の記録をまとめた書籍を出版する等、幅広い国際的な業務経験を持つ。

現在は、イギリスのロンドン大学東洋アフリカ院 (University of London, School of Oriental and African Studies (SOAS)) (<https://www.soas.ac.uk/>) (社会人類学博士課程) に在籍中であり、主にアフリカ法と開発、法と人類学などを研究しながら、アジア・アフリカ・ヨーロッパの最先端の情報の発信を行っている。